

第5節 県民の適切な受療行動の促進

1 施策の現状・課題

(1) 医療機関の役割分担

それぞれの医療機関は、患者に質が高く効率的な医療が提供されるよう、施設の規模や専門性などに応じて互いに役割を分担し、連携を進めています。

健康相談や、個人や家族が最初に接する、日常的に頻度の高い傷病に対して行われるレベルの医療については、住民に身近なところで確保されるべきであり、診療所などのかかりつけ医*、かかりつけ歯科医がその役割を担っています。かかりつけ医*等は、必要に応じて患者に適切な専門医や紹介受診重点医療機関*等を紹介します。さらに、自宅等の住まいの場へ復帰した後の通院治療や在宅医療についても、かかりつけ医*等が担います。

入院医療や専門性の必要な診療などは、地域の中核的病院などが二次医療圏*ごとに担っており、先進的な技術等を必要とする高度・特殊な診療などは特定機能病院、県がんセンター、県循環器病センター等の専門性の高い病院、高度救命救急センターなどが、三次医療圏（県全域）を対象として担っています。

また、このような医療機関は、患者の状態に応じて、自宅等への復帰に向けて集中的にリハビリテーションを行う医療機関や、長期の療養が必要な場合の医療を提供する医療機関等へと転院を促したり、入院する病棟を変えたりすることがあるほか、かかりつけ医*等と連携し、退院後も必要な管理を継続することがあります。

(2) 県民の適切な受療行動

患者が自らにあった医療を受けるためには、こうした医療機関の役割分担を正しく理解し、適切な受療行動を選択することが重要です。

令和5年に千葉県が実施した「医療に関する県民意識調査」によれば、医療機関の役割分担について「知っていた」と回答した県民の割合は48.4%となっています。また、過去1年以内に紹介状を持たずに紹介状が必要な医療機関を受診したことのある県民にその理由を2つまで回答いただいたところ、「大きな（専門的な）医療機関の方が安心だから」が35.0%、「紹介状が必要とは知らなかったから」が27.6%でした。

今後の高齢者人口の急増に向け、より質が高く効率的な医療提供体制を構築するためには、医療機関の役割分担や、それを踏まえた適切な受療行動について、県民に更なる理解を求めていく必要があります。

図表 5-5-1-1 医療法第6条の2第3項

医療法 第6条の2

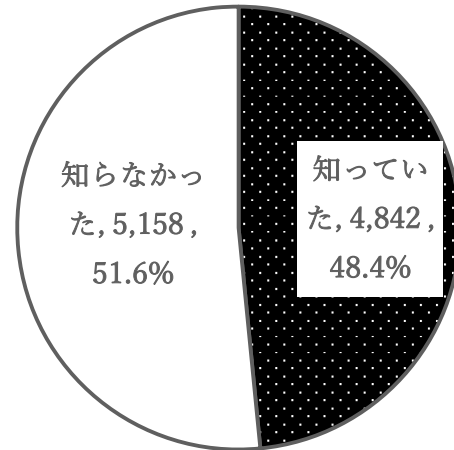
3 国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない。

図表 5-5-1-2 医療に関する県民意識調査の主な結果（1）

問 入院医療では、それぞれの患者の状況に応じて、入院する病院や病棟を変える場合があります。（例えば、手術の前後は「急性期病院」に入院し、一定期間が経過して主にリハビリを行う場合は「回復期病院」に転院するなど）。

このことについて、あなたは知っていましたか。

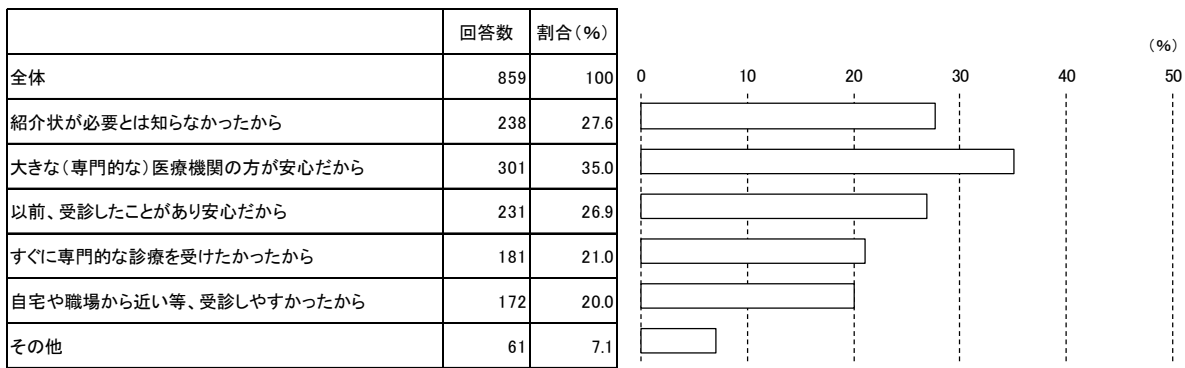
あてはまるもの1つをお選びください。



資料：医療に関する県民意識調査（令和5年）（千葉県）

図表 5-5-1-3 医療に関する県民意識調査の主な結果（2）

問 過去1年以内に「原則として紹介状が必要」とされている医療機関を紹介状を持たずに初診で受診したことがある方にお伺いします。紹介状を持たずに受診した理由について、あてはまるものを2つまでお選びください。



資料：医療に関する県民意識調査（令和5年）（千葉県）

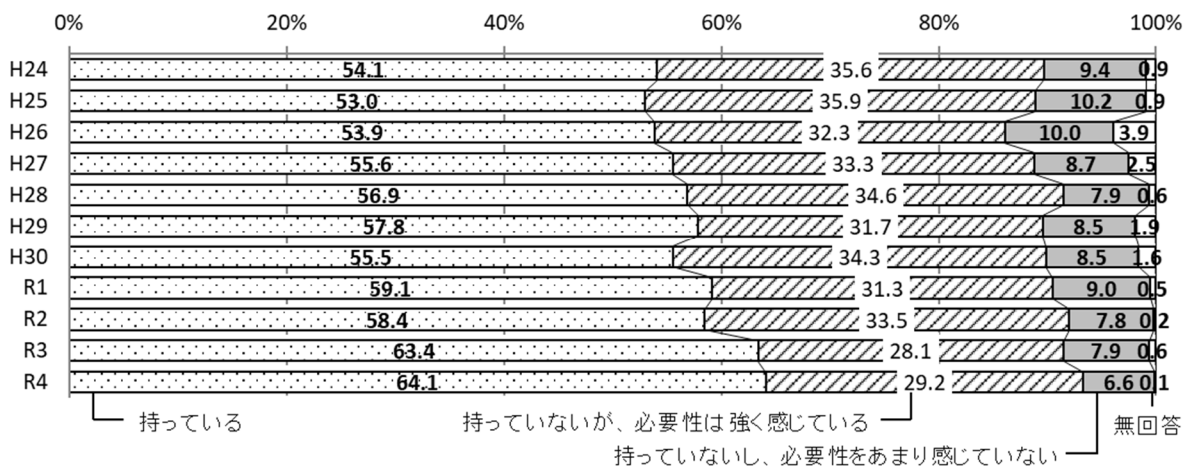
（3）かかりつけ医*、かかりつけ歯科医の定着促進

県政に関する世論調査によると、かかりつけ医*を持っている人の割合は、令和4年度は64.1%となっており、平成29年度調査時と比較して6.3ポイント上昇しています。かかりつけ歯科医を持っている人の割合は、70.6%となっており、

平成29年度調査時と比較して8.9ポイント上昇しています。

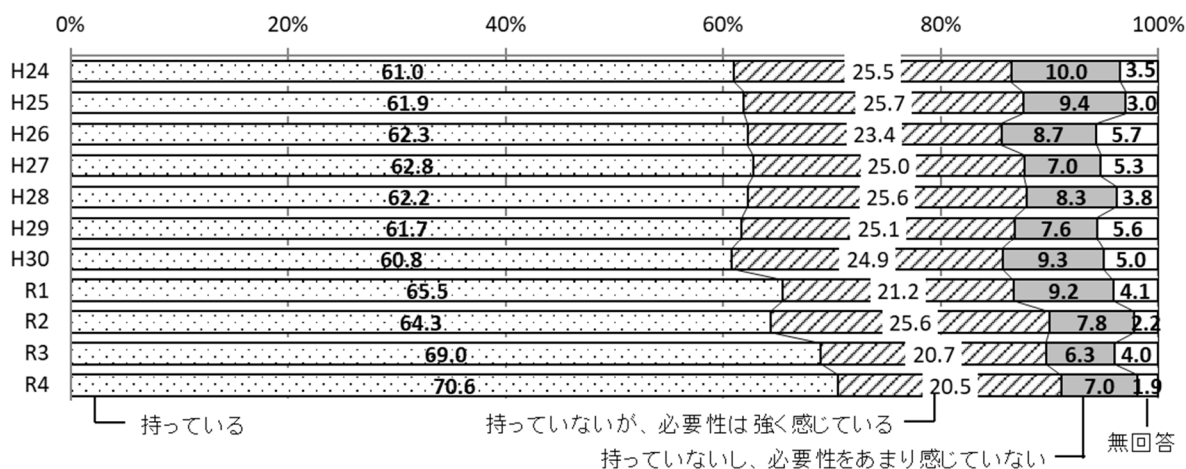
今後も、身近なところで日常的な保健・医療サービスを提供する役割等を担う、かかりつけ医*、かかりつけ歯科医について県民に定着促進を図る取組が必要です。

図表 5-5-1-4 かかりつけ医*を持っている人の割合の推移



資料：第63回県政に関する世論調査（令和4年）（千葉県）

図表 5-5-1-5 かかりつけ歯科医を持っている人の割合の推移



資料：第63回県政に関する世論調査（令和4年）（千葉県）

2 施策の具体的展開

(1) 上手な医療のかかり方への県民の理解促進

- 各種広報媒体を通じた情報発信や関係団体と連携した啓発活動などにより、県民に対するかかりつけ医*、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の定着に努めるとともに、適切な受療行動についての理解を促します。
- 入院医療では、患者の状態に応じて必要な機能を持った医療機関へ転院したり、入院する病棟を変えたりする場合があることについて、県民の理解を促します。
- 外来医療では、まずは身近なかかりつけ医*等を受診し、必要に応じて紹介状を持って紹介受診重点医療機関*等で専門性の高い医療を受けるという医療機関の役割分担について、県民の理解を促します。

- 医療情報提供制度については、これまで各都道府県のシステムにより運用されてきましたが、令和6年度から厚生労働省が管理する全国統一システムに移行して本格運用されるため、その適切な運用に努めます。
- 全国統一システムやちば救急医療ネットを通じて、県民に対し、検索機能による医療機関情報や、在宅当番医療機関*、夜間等の急病診療所情報等の提供を行います。
- 救急医療体制の仕組み及び救急車や救急医療の適正利用について、普及啓発に取り組めます。
- 核家族化の進行により、子どもの急病時の対応方法を世代間で伝承する機会が減少していることから、保護者向け講習会の実施やガイドブックの配布などを通じて、子どもの急病や事故時の対応に関する知識について普及啓発を図ります。
- 保護者等の不安の解消や救急医療機関への患者集中の緩和を図るため、夜間に小児患者の保護者等からの電話相談に対し、看護師や小児科医が適切な助言を与える小児救急電話相談事業の充実・強化を図ります。

3 施策の評価指標

指 標 名	現状	目標 (令和11年度)
かかりつけ医*の定着度	64.1% (令和4年度)	70.0%
かかりつけ歯科医の定着度	70.6% (令和4年度)	74.0%
かかりつけ薬剤師・薬局の定着度	47.1% (令和4年度)	64.0%
医療機関の役割分担についての認知度	48.4% (令和5年度)	63.0%
小児救急電話相談件数	48,430件 (令和4年度)	60,000件